

住宅のバリアフリー工事で 翌年度の固定資産税を1/3減額します

高齢者などが、自宅安心して生活を送れるように、バリアフリーの改修工事を税制面で支援します。

〈対象となる家屋〉

- ①平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
- ②申告時までに、次のいずれかの方が居住している住宅
 - ・65歳以上のかた
 - ・要介護認定または要支援認定を受けているかた
 - ・障害のあるかた
- ③次の工事を行った住宅(補助金などを除く自己負担額が30万円以上のもの)
 - ・廊下の拡幅
 - ・階段の勾配の緩和
 - ・浴室の改良
 - ・便所の改良
 - ・手すりの取り付け
 - ・床の段差の解消
 - ・引き戸への取り替え
 - ・床表面の滑り止め化

〈減額率〉

改修工事を行った住宅に対して翌年度の固定資産税額を、3分の1減額します。(床面積100㎡相当分までを限度とします。)

〈申告書の提出〉

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と必要書類(住民票・各種手帳の写し・工事明細書・工事費の領収書・写真など)を税務課に提出してください。書類審査のうえ、必要に応じて現地確認を行います。

問合せ

税務課賦課係
☎62-11230 内線143

9月1日は「防災の日」

8月30日から

9月5日は

「防災週間」

災害は忘れたころにやってくると言われます。いつでも起こるかわからないのが災害です。災害が起きた時、家族全員がいつしよにいるとは限りません。そんな時でも、あらかじめ避難場所を決めておけば安心です。日ごろから家族全員で避難場所や避難所までの道順を決めておきましょう。また、災害による被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」といった住民の皆さんの協力が必要となります。

非常時に必要となるものを準備しておきましょう。また、定期的な点検し、古くなったものは交換しておきましょう。

●持出品

欲張らずに、必要最小限の物をリュックなどに入れて持ち出しやすい場所に保管しておきましょう。

- ・ヘルメット・防災ずきん
- ・懐中電灯(予備電池)
- ・携帯ラジオ(予備電池)
- ・非常食(乾パンなど)

●備蓄品

災害復旧までの数日間を自足するためのものです。家族全員が3日を過ごせる量を用意しておきましょう。

- ・水(ペットボトル入りのもの)
- ・薬
- ・生活用品(衣類、軍手、ナイフ、ライターなど)
- ・非常食(レトルト食品、缶詰、インスタントラーメン、チョコレート、調味料など)
- ・水(飲料水は1人1日3リットルが目安)
- ・生活用品(カセットコンロ、ガスボンベ、毛布、衣類、生活用品など)
- ・工具類(スコップ、ボール、のこぎりなど)

皆野町防災計画指定の避難場所

皆野地区

町民運動公園、公民館、柔剣道場、皆野小学校、皆野中学校

国神地区

転作研修センター、皆野幼稚園、長生荘、国神小学校

日野沢地区

日野沢生活改善センター、水と緑のふれあい館、わく・ワクセンター

金沢地区

金沢生活改善センター、金沢小学校

三沢地区

三沢農業集落センター、三沢小学校

